

令和 7 年度門真市立学校施設等機械警備等業務委託仕様書

本仕様書は、門真市立小中学校・義務教育学校敷地内にある物件の施設財産について、自動警報装置を用いて行う警備（以下「機械警備」という）及びその他機器類設置の基本仕様について定めるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 目的

発注者の所有する小中学校・義務教育学校敷地内の学校施設等を火災、盗難及びその他の不法行為の防止や早期発見をするとともに、児童・生徒の安全の確保と財産の保全を目的とする。

2. 実施場所

各学校施設の内訳は、別紙 1 「業務履行施設一覧表」のとおりとする。

3. 警備・監視時間

・機械警備について

月～金曜日 機械警備機器セット時からセット解除まで

土日曜、祝日 機械警備機器セット時からセット解除まで

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 終日

（※機械警備業務を実施する時間は、原則として警備装置が起動されている時間帯とする。）

・火災監視、非常用押しボタン監視及び監視カメラについて 終日

機械警備については、侵入者感知器、自動火災報知機、浄化槽・高架水槽警報機、漏電警報機等を連動させ、受注者の集中監視センターが、操作盤操作により自動的に表示される警備信号を確認した上で、警備を開始し、操作盤操作により自動的に表示される警備解除信号を確認した後、警備を終了するものとする。ただし、発注者の都合により警備時間を変更できるものとする。

4. 業務期間

委託期間は、契約締結日から令和 17 年 9 月 30 日までとする。

業務期間については、別紙 2 「各学校施設業務開始・終了予定日」のとおりとする。

りとする。

また、警備業務開始予定日の前日までに、各学校の機械警備の使用方法等の説明も含め、警備業務の実施にかかる必要な作業は完了していること。但し、現在警備を実施している警備会社が警備業務を実施するために利用しているところへの作業はその限りではないが、必ず開始予定日までに引継ぎが完了し警備業務ができるよう連携を行うこと。

なお、本業務は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年門真市条例第 3 号）に基づく長期継続契約であり、次年度以降において長期継続契約に係る予算の減額または削減のあった場合は、当該契約を変更または解除する。

5. 試運転期間

試運転期間は、契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

夏休み期間（令和 7 年 7 月中旬頃～令和 7 年 8 月下旬頃）に機械警備の機器及びその他の機器を設置し、令和 7 年 9 月 30 日まで機器が正常に作動するか試運転する。

必ず開始予定日までに機器が正常に作動するようにしておくこと。

ただし、機械警備業務委託料は令和 7 年 10 月 1 日分から請求できることとする。

6. 業務内容

（1）警備装置

ア. 機械警備において、新たに自動警報装置（火災、盗難等）を設置し、学校に既存である浄化槽・高架水槽警報機、漏電警報機等の警報装置と連動させて、当該警報装置により感知した異常発生について電話回線または専用回線等を通じて、受注者が自動的に表示する機械を設置するものとする。

イ. 警備装置の通報に要する回線は警備専用回線とし、受注者の負担により準備すること。（回線使用料は受注者が負担すること。）

また、警備対象施設と受注者の基地局との間の通信は常時接続状態を保ち、かつ断線・不通等による通信異常を警報として検出できること。

ウ. 小・中学校敷地内にある物件で侵入や破損などが発生した場合には、受注者の警備本部または集中監視センター等に自動的に通報できる機能を有するものとする。また、その際には、侵入ルート及び場所が特定できるよう、どの装置から発報があったか分かるようにすること。

- エ. 受注者は、警備装置が正常に機能するよう管理するものとする。また、警備装置に異常が発生した場合には、速やかに適切な対応をするものとする。
- オ. 受注者は、警備装置が作動不能になったときは、速やかに代替の警備対策を講ずるものとする。

(2) 警備本部（集中監視センター）

警備本部は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視し、いつ異常が発生しても速やかに対応できるよう準備するものとする。

(3) 警備実施時間中における発注者の入校

発注者が警備実施時間中に入校するときには、受注者の集中監視センターに連絡を取るものとする。

(4) 異常事態発生時

受注者は、警報受信装置により、施設に異常事態が発生したことを確認した場合、速やかに警備員を派遣し、異常事態の把握に努めるとともに、被害の拡大防止の措置をとるものとする。また、受注者は異常事態を確認した後、速やかに発注者及び関係機関に通報するものとする。そのため、発注者は、受注者に緊急連絡者名簿を提出する。同名簿に変更が生じたときは、また同様とする。施設に異常事態が発生したときは、受注者は当該名簿により連絡を行う。

(5) 緊急事態発生時の処置について

受注者は、火災、不法侵入その他予測出来ない事態が発生したときは、臨機の処置をとり、関係機関へ連絡するとともに、緊急連絡者名簿により連絡し、協力して緊急事態にあたるものとする。

(6) 警備の用品、設置場所などの基本仕様について

機械警備装置及び各警備用品（開閉センサー、空間センサー）、防犯カメラ等の設置の基本仕様は、次のとおりとする。

各学校での設置数については別紙3「機械警備設置機器数（目安の数）」を参照し、発注者の指示のとおりとする。

見積金額を算出するために設置場所の学校図面が必要な場合は、告示や実施要領記載の質問期間終了日時までに電子メール(kyk01@city.kadoma.osaka.jp)を送付し、送付後に電話連絡を行う

こと。

なお、送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の間に行うこと。

学校図面は仕様書に対する質問期間内に電子メールを送付・送付後の電話連絡を受けた業者にのみ、質問回答日に電子メールにて送付する。

学校図面については、水桜学園（放課後児童クラブ含む）及び北巢本小学校仮設校舎放課後児童クラブは設計段階での平面図（今後変更の可能性あり）、その他の小中学校（放課後児童クラブ含む）は令和6年度の平面図を送付することとし、現地調査は不可とする。

機械警備の警戒エリア数は別紙4「警備区域分け」のとおりである。機械警備の解除キーの必要数は16校全体で2,000個を想定しており、これも必要経費と見込むこと。

○1階は各室、廊下に空間センサー、特別教室、職員室等の管理室の外側窓に開閉センサーを設置。

（各室1個以上の空間センサーを設置し、侵入されても人体を感知できるセンサーを死角のないように設置すること。廊下についても同様に設置すること。トイレは除く。）

○2階以上の屋外階段出入口に開閉センサー、2階以上の各室、廊下の一部に空間センサーを設置。

（各室1個以上の空間センサーを設置し、侵入されても人体を感知できるセンサーを死角のないように設置すること。廊下については屋外階段出入口、階段接続部を警戒するよう設置すること。トイレは除く。）

○給食棟の出入口、窓に開閉センサー、空間センサーの設置。

（空間センサーは配膳室や休養室の指定する室に設置すること。）

○体育館の1階出入口や窓、鉄扉に開閉センサーを設置、内部に体育館内を警戒するため数か所指向性のある空間センサーを設置すること。なお、空間センサーは体育館全域をカバーする必要はない。設置場所がない場合、ボール等の衝突によって破損を防ぐため、カバーも設置すること。

○別棟の放課後児童クラブに端末感知器（開閉センサー、空間センサー等）の設置。（元にあったところへの設置。）

○校舎玄関に撮影機能等がついた空間センサーを設置。

（撮影機能等がついた空間センサーは、防犯カメラと空間センサーの

併用でも可。)

○小学校の職員室及び各階廊下に非常押しボタン設置。

(各階廊下については、約 50 メートル程度の間隔を開けて設置すること。)

※非常押しボタンが押下された際には、警備本部(集中監視センター)と職員室(廊下で押下された場合のみ)で把握できること。

○校長室や1階の出入口、校舎外の死角、校舎の外側から門出入口(発注者が過去に設置したカメラがあれば受注者のカメラに変更)や体育館出入口に向けて防犯カメラを15台程度設置(各学校の具体的な位置については、発注者の指示のとおりとする。)

※水桜学園の防犯カメラの台数は別紙3「機械警備設置機器数(目安の数)」を目安に設置(具体的な位置については、発注者の指示のとおりとする。)

※防犯・監視カメラについては200万画素以上のものとする。また、Full HD以上の画質で1秒間に7フレーム以上撮影で2週間以上録画されるハードディスクと接続すること。監視カメラ映像を見ることができるモニターを各学校に1台以上設置すること。なお、校長室に設置するものは金庫監視のものである。

○校舎の内部にキーボックス(30束程度を格納できるもの)を(教職員用、校舎利用・地域団体用、放課後児童クラブ用など複数の権限に応じて分けられるもの)設置にすること。なお、キーボックスは機械警備の解除キーと連動するものである。また、キーボックス内からの鍵の取り出しにおいては、権限がないキーで取り出すことができないようにすること。但し、速見小学校、上野口小学校については校舎内に放課後児童クラブがあっても、同クラブの外付の扉から出入りすることから、同クラブ用のキーボックス(5本1束程度)を校舎外側のクラブの外付の扉の近くに設置すること。また、校舎が2つ以上の独立した建物で構成されている場合、電子錠を設置している校舎の内部にキーボックス(30束程度を格納できるもの)を設置し、残りの建物にはキーボックス(5本1束程度)を校舎外側に設置すること。(一部の学校を除く。)

○体育館の内部に体育倉庫やトイレの鍵を収納するキーボックス(5本1束程度)を設置すること。なお、キーボックスは機械警備の解除キーと連動するものである。また、キーボックス内からの鍵の取り出しにおいては、権限がないキーで取り出すことができないようにすること。

○校舎、給食棟、体育館、放課後児童クラブ別棟等で機械警備の区分を分けること。なお、警戒エリア数については別紙4「警備区域分け」のとおりとし、廊下は共用部とすること。また、それぞれが単独で機械警備を解除できるようにすること。また、原則として、機械警備の制御盤を建物の外側に設置すること。但し、速見小学校、上野口小学校については校舎内に放課後児童クラブがあっても、同クラブの外付の扉から出入りすることから、同クラブ用の機械警備の制御盤を校舎外側のクラブの外付の扉の近くに設置すること。また、校舎が2つ以上の独立した建物で構成されている場合、各々の校舎で機械警備を解除できるようにすること。（一部の学校を除く。）

○校舎、体育館の扉1箇所電子錠を設置すること。

○電子錠、警備制御、キーボックスは解除キー1つで連動できるものとする。

○警備制御について、解除キーの所有者に応じて利用時間・利用場所を設定できるようにするようシステムを導入すること。なお、学校の校舎・体育館の利用貸出を担当する担当課が受注者に依頼したら、解除キー所有者に合わせて利用時間・利用場所を設定できるように仕組みであり、権限解除した中古の解除キーも解除キー所有者に合わせて、契約期間内は繰り返し権限変更して使い続けられるようにすること。また、システムを運用するために必要と考えられる備品等については契約金額に含めること。

○機械警備の解除キーは複製が困難であるものとし、万が一紛失した場合においては、その紛失した鍵等のみ使用できないようにすること。また、上記以外の機械警備導入に際し、以下の内容も用意・実施すること。

○機械警備のセットや解除の説明を、各校教職員、調理員、開錠を実施するシルバー人材センターの会員、放課後児童クラブの委託業者の職員、校舎・体育施設等開放事業利用者、部活動指導員等を実施すること。なお、時期については発注者と協議の上で決定すること。

○今回の機械警備システムの導入に係る利用手順書（開錠・施錠その他それぞれの流れを示したもの）を作成し、受注者に提出すること。なお、必要な部数は以下の通りとする。

利用手順書 教職員向け利用手順書（16校分2部ずつ）

放課後児童クラブ運営者向け利用手順書（12校分2部ずつ）

校舎・体育施設等開放事業利用者向け利用手順書（16

校 6 部ずつ)

避難所開設担当者向け利用手順書 (16 校 2 部ずつ)

門真市シルバー人材センター開設業務遂行者向け利用手順書 (16 校 2 部ずつ)

部活動指導員向け利用手順書 (5 校 14 部ずつ)

※全て A 4 サイズの冊子とし、ホチキス止めにて作成すること。

※利用手順書の中では、上記の利用対象者ごとに使用する警備設備を限定し、写真等を加えて分かりやすく解説すること。また、利用手順書の内容等については事前に発注者と協議の上決定すること。提出にあっては紙媒体によりカラー刷りにて () 内の部数を用意し、さらに PDF データでも提出すること。

7. 鍵の預託について

警備実施に必要な鍵は預託するものとする。

8. 警備装置の保守点検および点検記録

受注者は、設置された装置が、円滑に機能するよう、適宜に保守点検を行うものとする。また、破損など故障が生じたときには、警備に支障がないよう取替又は修理を行うものとする。

9. 従事者の管理

受注者は労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、健康保険法等における関係法令を遵守し、従業員の使用者として、これらの関係法令に基づく義務を負い、また、その他の諸経費については受注者の負担とする。

また、受注者の従業員は、各法令・条例等を遵守して業務にあたること。

10. 損害賠償

受注者は設備工事中や警備実施中に受注者の過失により、発注者及び利用者 (学校を利用する全ての者) に損害を与えた場合、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。また、その際には、直ちに小・中学校長 (放課後児童クラブについては、事業運営者) に報告し、その指示を受けなければならない。

ただし、次の事項については免責とする。

(1) 天災地変等その他不可抗力による場合。

(2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、受託者の責任とならない理由で、通信が行われない状態にあったためによる場合。

- (3) 発注者の責任となる理由により、警備装置が正常に作動しなかった場合。

11. その他

(1) 設置工事について

- ア. 発注者は、その他機械警備に支障を来すと思われる工事等を行うとき、予め受注者にその旨を連絡するものとする。
- イ. 機械警備の設置工事については、児童・生徒の授業の妨げにならないよう、原則として夏休み期間（令和7年7月中旬頃～令和7年8月下旬頃）に行うものとする。
- ウ. 学校施設の改修工事等に伴い、機械警備機器の脱着等が必要となった場合は、機械警備の脱着等は受注者が行い、脱着等にかかる費用は工事業者に請求すること。
- エ. 本件委託業務の契約締結後の業務開始に係る機材の準備、設備工事及びその他付帯する一切の工事等は受注者が行うこと。
- オ. 警備業務の契約終了後または契約の解除等による業務終了に係る必要な機材取り外し工事その他付帯する工事等は受注者が行い、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。
- カ. 給食棟内での作業、設備工事等について、作業・設備工事等を実施する期間中、受注者は、関係法令等に基づき1月の内に2回以上検便を行い、検便結果報告書と添付書類を提出すること。添付資料については、発注者から指示するものとする。なお、検便の間隔は2週間前後とする。（サルモネラ菌属、赤痢菌、腸管出血性大腸菌等）また、7月から9月までの間には月1回以上ノロウイルスの検便検査を行うこと。
- キ. 学校敷地への立入に当たっては名札を必ず着用すること。
- ク. 既存の機械警備の設備については、現行契約業者が取り外すため、機械警備等に関する配線、機器の設置は新設を想定すること。
- ケ. 設備工事に係る詳細については、別紙5「設計・工事関係」によること。

(2) 警備業務について

- ア. 機械警備計画書は受注者が作成し、発注者と受注者で協議のうえで決定するものとする。
- イ. 発注者は警備遂行のため、必要な権限を受注者に付与するものとする。
- ウ. 受注者は、警備実施時間中に事故が発生した場合には、事故報告書を

作成し、発注者に速やかに提出すること。

- エ. 機械警備機器の正常機能を維持するため、適宜点検し、報告書を提出すること。
- オ. 各学校が無人となる概ね 23 時以降、機械警備が設定されたことが確認できない学校について、受注者が不在と認めた場合には機械警備の起動等適切な処置を行うこと。
- カ. 機械警備の解除・セットについて、カードや機械の異常により対応できない場合、速やかに処置できるようにすること。
- キ. 機械警備機器が何者かに切断された場合には、機械警備のセット操作時に正常でない旨が確認できる機器を取り付けること。
- ク. 業務開始にあたっては、現在警備を実施している警備会社と連携して、機械警備の引継ぎを実施すること。
- ケ. 業務終了にあたっては、次に警備を実施予定している警備会社と連携して、機械警備の引継ぎを実施すること。

(3) その他について

- ア. この仕様書に特段定めのない事項については、適宜発注者と受注者は協議し、文書で取り決めるものとする。ただし、軽微なものに関しては、受注者の責任においてなすものとする。
- イ. 機械警備システム導入に係る学校別の竣工図面を作成し、発注者に提出すること。提出の様式、時期については発注者の指示のとおりとする。
- ウ. 機械警備業務以外の業務については、発注者の承認を受けた上で、再委託も可とする。
- エ. 契約締結後の現地調査の結果、機械警備及びその他機器類の設置数は、発注者との協議により増減するものとする。
- オ. 受注者は、本業務により知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、その他の目的に転用してはならない。
- カ. 別紙 2「各学校施設業務開始・終了予定日」のとおり、水桜学園（放課後児童クラブ含む）・北巢本小学校仮設校舎放課後児童クラブの警備業務開始と北巢本小学校（仮設校舎放課後児童クラブ含む）の警備業務終了も含めた金額で入札金額を決定すること。
- キ. 統廃合等により、別紙 2「各学校施設業務開始・終了予定日」から学校施設名が変更されても、本仕様書の内容と同様の業務を継続すること。
- ク. 別紙 2「各学校施設業務開始・終了予定日」以外に統廃合等により警備対象施設が減少した場合、月額委託料の減額に伴う変更協議を行い、

契約違反による違約金はかからないものとする。